

【(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業要求水準書に係る新旧対照表】

変更内容	該当箇所						旧：平成14年4月17日公表版	新：入札説明書添付版
	頁	第	()	加	(加)		内容	内容
	4	第2					施設設計要求水準 [なし]	施設整備業務要求水準 [新規挿入] キ 建物の耐久性 本件施設の建設物としての耐久性を60年とする。
	8	第2	1	(4)	キ			
	10	第2	2	(1)	ア		動線計画に当たっては、霊柩車到着、告別式、納棺、待機、開扉、拾骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保した計画を立案しなければならない。	動線計画に当たっては、霊柩車到着、告別式、納棺、待機、開扉、拾骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保した計画を立案しなければならない。また、外国人や高齢者、身障者の利用にも配慮した、わかりやすい誘導表示を設置するものとする。
	10	第2	2	(1)	ウ	(ウ)	会葬者が車両から降り降りする建物の正面は、ロードヒーティングにより融雪する。また、駐車場、構内道路の除雪対策として、除雪した雪の堆積スペースを確保する。	会葬者が車両から降り降りする建物の正面は、ロードヒーティングにより融雪する。なお、ヒーティングの熱源は事業者の提案による。災害時の融雪は考慮しなくてもよいこととする。また、駐車場、構内道路の除雪対策として、除雪した雪の堆積スペースを確保する。
	11	第2	2	(1)	ウ	(I)	事業者は、「仮称第2斎場建設に係る雨水調整池流量計算書(抜粋版)」(資料-5)に基づき、具体的な計画の策定を行い、河川管理者の指示に従って雨水調整池を設置するものとする。なお、当該雨水調整池は恒久施設とし、事業期間中に亘り事業者が管理するものとする。	事業者は、「第2斎場造成に伴う雨水流出抑制対策概要書」(別紙23)に基づき、具体的な計画の策定を行い、河川管理者の指示に従って雨水調整池を設置するものとする。なお、当該雨水調整池は恒久施設とし、事業期間中に亘り事業者が管理するものとする。
	11	第2	2	(1)	ウ	(オ)	なし	[新規挿入] (オ) 周辺環境への配慮 近くの公園予定地(ごみ埋立跡地)からの眺望に配慮するものとする。
	11	第2	2	(1)	ウ	(カ)	なし	[省略] なお、海側からの風による害害対策は事業者の判断による。
	11	第2	2	(2)	ウ		敷地外付近の雨水接続樹(道路工事で設置)に敷地からの雨水を放流する。詳細については、「仮称第2斎場建設に係る雨水調整池流量計算書(抜粋版)」(資料-5)による。	敷地外付近の雨水接続樹(道路工事で設置)に敷地からの雨水を放流する。
	12	第2	2	(3)			なし	火葬炉等の廃熱の再利用は事業者の判断による。コジェネレーションシステムや自然エネルギー利用等により、余剰エネルギーが生じても全て斎場で利用すること。
	14	第2	2	(3)	ア	(イ) m	m テレビ共同受信設備 UHF、VHF、BS放送に対応したアンテナを設置し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行う。直列ユニットまでの配線を行う部屋、テレビの設置まで行う部屋は、「3 施設概要・仕様等」による他、事業者が必要と判断する部屋とする。	m テレビ共同受信設備 UHF、VHF、BS放送に対応したアンテナを設置し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行う。CS、デジタル放送への対応は事業者の判断による。直列ユニットまでの配線を行う部屋、テレビの設置まで行う部屋は、「3 施設概要・仕様等」による他、事業者が必要と判断する部屋とする。
	14	第2	2	(3)	イ	(フ)	[省略] 気候特性を考慮した空調機とする。	[省略] 井水利用は考慮しないものとする。
	15	第2	2	(3)	イ	(イ) a (c)	(c) 床暖房設備等 エントランスホール、炉前ホール及び事業者が必要と判断する部屋に、床暖房を設置する。方式、暖房範囲は、事業者の提案による。[省略]	(c) 床暖房設備等 正面入口風除室、エントランスホール及び事業者が必要と判断する部屋に、床暖房を設置する。方式、暖房範囲は、事業者の提案による。[省略]
	15	第2	2	(3)	イ	(イ) b (a)	空調設備によらない場合の管理諸室、特別控室等の換気設備を設置する。方式は事業者の提案による。	特別控室及び空調設備によらない場合の管理諸室等には換気設備を設置する。方式は事業者の提案による。
	15	第2	2	(3)	イ	(イ) b (b)	なし	[省略] なお、告別、拾骨中の脱臭、各室の壁面等の脱臭及び屋外への臭気拡散防止を考慮するものとする。
	17	第2	3	(1)			なし	[省略] 各ゾーンについて設置階の限定はしないこととする。
	17	第2	3	(2)			なし	[省略] 失禁や粗相による汚損を防止する家具什器等に配慮するものとする。
	21	第2	3	(2)	イ		なし	[省略] エレベーター、エスカレーターは会葬者が1階フロア以外を利用しない場合は考慮しないこと。
	22	第2	3	(2)	ウ		休憩室(男女別) 事務室の近辺に計画することが望ましい。	削除
	22	第2	3	(2)	ウ		救護室 事業者の提案による。	洗面台、その他は事業者の提案による
	23	第2	3	(2)	ウ		会葬者用更衣室 事業者の提案による。	洗面台、その他は事業者の提案による

【(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業要求水準書に係る新旧対照表】

変更内容	該当箇所						旧：平成14年4月17日公表版	新：入札説明書添付版	
	頁	第	()	加	(加)		内容	内容	
	23	第2	3	(2)	ウ		お帰り口風除室 業務用電話（バス会社連絡用）	お帰り口風除室 事業者の提案による	
	24	第2	3	(2)	I		告別室（100㎡程度）	告別室(100㎡程度×2室)	
	25	第2	3	(3)			仕様材料	使用材料	
	30	第2	4	(1)	7	(f)	なし	[省略] 火葬開始後は、いかなる部位の故障があっても、予備の機器 や他系列の設備を介するなどし、当該火葬炉内で火葬を完了 させるものとする。	
	30	第2	4	(1)	イ	(7)	a	標準炉用遺体重量 60～90kg 大型炉用遺体重量 60～90kg	標準炉用遺体重量 60～75kg 大型炉用遺体重量 75～120kg
	31	第2	4	(1)	イ	(f)		火葬炉の主要機能は、以下のものとする。なお、焼却炉は標準 炉と同等の性能を有するものとする。	火葬炉の主要機能は、以下のものとする。
	31	第2	4	(1)	イ	(f)	d (b)	強制排気方式（2炉1排気系列。）ただし、異なる排ガス処理 系統との接続は行わない。）	強制排気方式（2炉1排気系列。）
	31	第2	4	(1)	イ	(f)	f	f 非常時の運転 [省略]	f 異常・非常時の運転 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には適 切に対応し、火葬を継続できる運転システムとする。 当該系列の排気系統が故障（排ガス冷却器に熱交換器を使用 する場合は、熱交換器の故障を含む）した場合に、他系列を 介するなどして排気できる手段を講じるものとする。[省 略]
	32	第2	4	(1)	イ	(f)	g	[省略] g 告別	削除
	32	第2	4	(1)	イ	(f)	h	[省略] h 拾骨方法	削除
	32	第2	4	(1)	イ	(f)	I (a)	排ガス基準は、次表のとおりであり、一工程の平均値とす る。また、～の基準値は排気筒出口、は再燃焼炉出口 とする。 [省略] 窒素酸化物 250ppm以下 塩化水素 30ppm以下 一酸化炭素 50ppm以下 ダイキオキシン類 1ng-TEQ/Nm3以下 酸素濃度 6%以上 (排気筒出口、1基あたり)	排ガス基準は、次表のとおりであり、一工程の平均値とす る。また、～の基準値は排気筒出口とする。 [省略] 窒素酸化物 250ppm以下 (連続測定) ダイキオキシン類 1ng-TEQ/Nm3以下
	32	第2	4	(1)	イ	(f)	I (b)		(排気筒出口)
	32	第2	4	(1)	イ	(f)	I (b)	なし	ホルムアルデヒド 0.009ppm
	32	第2	4	(1)	イ	(f)	I (c)	次の基準値以下とする。(敷地境界)	全炉運転時に次の基準値以下とする。 [省略] 炉前ホール 8:00～19:00 60デシベル
	33	第2	4	(1)	イ	(f)	I (d)	次の基準値以下とする。(敷地境界)	全炉運転時に次の基準値以下とする。(敷地境界)
	33	第2	4	(1)	イ	(f)	I (e)	火葬炉は、2炉1排気系列とするし、他系列へのつなぎこみは 行わない。また、焼却炉は、主な項目を標準炉と同等（前 室、化粧扉は除く）とし、排気系統は火葬炉1炉と同一系列 とする。 公害防止基準は、排気筒1本当たりについて示す。また、示 された基準値等は、特に断りがない限りO212%換算値とす なし	火葬炉は、2炉1排気系列とする。 公害防止基準は、排気筒出口濃度を示す。また、示された基 準値等は、特に断りがない限りO212%換算値とする。
	33	第2	4	(1)	ウ			ウ 焼却炉 本炉は、胞衣産わい物、臓器等を専用に焼却するもので、そ の性能は標準火葬炉と同等（前室、化粧扉は除く）とする。 なお、排気系統は標準火葬炉の1基と接続させる。	
	34	第2	4	(1)	カ	(f)	b (a)	事業期間中は、すべての機器の性能・能力を保証するものと する。 保証期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥 によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速や かに補修・改造または交換しなければならない。	事業期間中は、すべての機器の性能・能力を保証するものと する。 事業期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥 によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速や かに補修・改造または交換しなければならない。
	36	第2	4	(2)	イ	(7)	a	[省略] 燃焼ガスの排出を、バーナ設置の反対側の断熱扉付近から行 う構造とする。 火葬火炎放射中は炉内台車を動かさない方式とする。 焼却炉は、主な仕様を大型炉と同等とする。	[省略] 焼却炉は、主な仕様を標準炉と同等とする。

【(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業要求水準書に係る新旧対照表】

変更内容	該当箇所						旧：平成14年4月17日公表版	新：入札説明書添付版	
	頁	第	()	加	(加)		内容	内容	
	37	第2	4	(1)	イ	(I)	a	<p>燃焼効率及び排ガスの攪拌・混合性に優れた構造とする。火葬開始時から、ばい煙、臭気の分解に必要な性能を有するものとする。</p> <p>ケーシング表面温度は50 以下とする。</p> <p>排ガス滞留時間を1秒以上とする。(仕様提案時に滞留時間の根拠及び蓄熱体を除いた詳細な実容積計算書の提示を求める。)</p>	<p>燃焼効率及び排ガスの攪拌・混合性に優れた構造とする。火葬開始時から、ばい煙、臭気の分解に必要な性能を有するものとする。</p> <p>ケーシング表面温度は50 以下とする。</p> <p>最大排ガス発生時の滞留時間を1秒以上とする。</p> <p>出口の残存酸素濃度を6% (1工程の平均値) 以上とする。</p> <p>排気筒内の一酸化炭素濃度が50ppm (O212%換算値：1工程の平均値) 以下となるよう燃焼条件等を考える。</p>
	39	第2	4	(1)	ウ	(F)	a	<p>なし</p>	<p>排ガスの異常高温時に排風機を保護するためのバイパス及びバイパスダンパーを設けるものとする。</p>
	39	第2	4	(1)	ウ	(f)	a	<p>排風機の故障によって火葬が中断した場合にも、火葬を再開し完了できるシステム及び構造とする。</p>	<p>当該系列の排気系統が故障(排ガス冷却器に熱交換器を使用する場合は、熱交換器の故障を含む)した場合には、他系列を介するなどして排気できる手段を講じるものとする。</p>
	40	第2	4	(1)	I	(F)	a	<p>再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで空気混合の方式により短時間で均一に降温できる構造とする。</p> <p>耐熱性、耐蝕性にすぐれた材質とする。</p> <p>必要に応じて1次冷却器を設置するものとする。</p> <p>熱交換器は使用しないものとする。</p>	<p>再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで短時間で均一に降温できる構造とする。</p> <p>耐熱性、耐蝕性にすぐれた材質とする。</p> <p>排ガス冷却に空気式熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン再合成に十分配慮するものとする。</p>
	40	第2	4	(1)	I	(F)	b	<p>形式 空気混合式</p> <p>数量 15基</p>	<p>削除</p>
	40	第2	4	(1)	I	(f)	b	<p>数量 15基</p>	<p>削除</p>
	40	第2	4	(1)	オ	(F)	a	<p>バイパスダンパー及びダクトで構成するバイパスを設けるものとする。バイパスは、集じん装置の保護用及び排風機故障時の排気用の2径路を設けるものとし、要所にバイパスダンパーを設置するものとする。また、バイパスダンパーは、エアシリンダーによる駆動方式を採用したディスク型とし、排ガス温度や停電等により自動でバイパス側へ切り替わるものとするが、切替に際しては集じん装置等の各設備に影響が出ないように制御できるものとする。</p>	<p>バイパスダンパー及びダクトで構成するバイパスを設けるものとする。バイパスダンパーは、エアシリンダーによる駆動方式を採用したディスク型とし、排ガス温度や停電等により自動でバイパス側へ切り替わるものとするが、切替に際しては集じん装置等の各設備に影響が出ないように制御できるものとする。</p>
	41	第2	4	(1)	オ	(F)	b	<p>処理風量 18,500Nm³/h以上とすること。</p>	<p>処理風量 処理風量は、余裕率15%以上とする。</p>
	41	第2	4	(1)	カ	(f)	b	<p>材質 側壁はステンレスエッチング仕上げとする。</p>	<p>材質 側壁はステンレスヘアライン仕上げとする。</p>
	42	第2	4	(1)	カ	(ウ)	b (a)	<p>集じん装置 数量：サイクロン 2基、バグフィルター 2基</p>	<p>集じん装置 数量：バグフィルター 2基</p>
	47	第2	4	(3)	イ	(I)	c	<p>[省略] 排風機バイパスダンパー開閉、排気筒排ガス温度、[省略]</p>	<p>[省略] 排風機バイパスダンパー開閉、その他のバイパスダンパー開閉、排気筒排ガス温度、[省略]</p>
	49	第2	4	(5)	イ			<p>なし</p>	<p>受付情報とは事業者が収集した情報及び当日の受付済情報をいう。市から受付情報が提供されることはないため、市とのネットワークは考慮しないものとする。</p>
	52	第3	1	(3)				<p>なし</p>	<p>管理者の資質については旧厚生省環境衛生局長通知(昭和46.6.29環衛第119号)に配慮するものとする。</p>
	53	第3	2	(1)	ア	(F)		<p>なし</p>	<p>「会葬関係車両の誘導」を挿入</p>
	53	第3	2	(1)	ア	(I)		<p>本件施設は公の施設として位置付けられ、使用料(火葬炉、焼却炉、特別控室、霊安室)は札幌市火葬場条例によって定められる。事業者は、市条例に基づいて、窓口において、使用料の納付が必要な利用者から使用料を徴収する。重量による使用料については、利用者立ち会いのもとで計測する。また、使用料の減免を受けようとする利用者からは、火葬場使用申請書とともに火葬場使用料減免申請書の提出を受ける。本件施設の利用者から徴収した使用料は公金である。地方自治法施行令第158条の歳入の徴収、または、収納の委託に係る規定及び札幌市財務規則等に従った取り扱いを行う。</p>	<p>本件施設は公の施設として位置付けられ、使用料(火葬炉、焼却炉、特別控室、霊安室)は札幌市火葬場条例によって定められる。事業者は、市条例に基づいて、窓口において、使用料の納付が必要な利用者から使用料を徴収する。詳細については、公金徴収業務要求水準を参照するものとする。</p>
	53	第3	2	(1)	ア	(I)		<p>なし</p>	<p>詳細については、公金徴収業務要求水準を参照すること。</p>
	58	第3	4		ア			<p>[省略]</p> <p>職員は、入炉後、出炉予定時間について説明し、特別控室利用者に対しては、特別控室へ順路について案内を行う。</p>	<p>[省略]</p> <p>職員は、入炉後、出炉予定時間について説明し、特別控室利用者に対しては、特別控室への順路について分かりやすい説明及び誘導表示等の設置をするものとする。</p>

【(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業要求水準書に係る新旧対照表】

変更内容	該当箇所					旧：平成14年4月17日公表版	新：入札説明書添付版
	頁	第	()	加	(加)	内容	内容
	62	第3	7	(1)	ア	[省略] アルコール、ソフトドリンク等の飲み物、麺類、サンドイッチ等の軽食を有料で特別控室利用者に対して提供することは、事業者の任意とする。	[省略] 削除
	62	第3	7	(1)	イ	本件施設利用者、葬祭業者等、施設見学者、職員以外の者、その他市が認めたと者以外の者に対して、特別控室を提供してはならない。 火葬場の雰囲気損ない、会葬者に不快感を与えるような営業をしてはならない。	本件施設利用者、その他市が認めたと者以外の者に対して、特別控室を提供してはならない。
	62	第3	7	(2)	ア	なし	売店において陳列、販売する品種は酒、ビール、ドリンク類、その他事業者の任意とする。但し、弁当の販売は認めない。(省略)アルコール、ソフトドリンク等の飲み物、麺類、サンドイッチ等の軽食を有料で特別控室利用者に対して提供することは、事業者の任意とする。但し、弁当の提供は認めない。
	66	第3	7	(9)	ア	環境対策や火葬炉設備保護の観点から、条例において柩の中に火葬及び拾骨の障害となる物品を収納してはならないと定めている。事業者は、喪主や会葬者等の気持ちに十分配慮した上で、市民、葬祭業者等に対する啓発を行い、副葬品の混入を回避するように努める。	環境対策や火葬炉設備保護の観点から、条例において柩の中に火葬及び拾骨の障害となる物品を収納してはならないと定めている。事業者は、喪主や会葬者等の気持ちに十分配慮した上で、市民、葬祭業者等に対する啓発を行い、副葬品の減量に努める。
	66	第3	7	(9)	イ	事業者は、誠意を持って市民、葬祭業者等に対して啓発活動を行う。	事業者は、市民、葬祭業者等に対して副葬品等の自粛について啓発活動を行う。
	72	第4	1			[省略] 事業者は、業務の一部または全部を、あらかじめ市の承諾を得て、第三者に委託することができる。	[省略] 事業者は維持管理業務を、あらかじめ市の承諾を得ることなどにより、事業者提案で明示された者などに委託することができる。
	75	第4	2	(2)	カ	[省略] 歩行及び試験・研究業務に支障がないこと。	[省略] 歩行に支障がないこと。
	84	第5	1~3			なし	「第5 公金徴収業務要求水準」を挿入

注：頁数は4月17日公表済要求水準書案のもの。